

令和元年6月24日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03998

研究課題名（和文）わが国の監査品質の測定の枠組みに関する研究

研究課題名（英文）Research for the Framework of Measurement of Audit Quality in Japan

研究代表者

町田 祥弘（MACHIDA, Yoshihiro）

青山学院大学・会計プロフェッション研究科・教授

研究者番号：50267431

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、以下の3点に要約される。第1に、監査の品質及びその測定に関して、先行研究及び学際的な研究を元に、理論的な枠組みを提示したこと、第2に、監査品質の測定に関して、わが国における監査環境やその制約を分析し、海外で実施されている実証研究において取り上げられている研究テーマの中には、そのままわが国に当てはめることのできないものがあることを明らかにしたこと、第3に、直接、内外の監査事務所に対するヒアリングや実験的な調査を実施して、監査の品質測定にかかるいくつかの研究を提示したことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国において監査の品質に関する研究は、まだ限られている。その上、監査の品質の測定に関しては、日本公認会計士協会から監査品質指標（AQI）の研究報告が公表されたものの、監査報酬等を除いてデータベースとして入手できるものは限られているため、研究は緒に就いたばかりといえる。そうした中で、本研究は、監査品質の測定に関して、わが国における監査環境やその制約を分析するとともに、直接、内外の監査事務所に対するヒアリングや実験的な調査を実施することで、監査の品質測定にかかる研究を提示していることから、今後、本研究を先行研究とした後続の研究の進展に繋がるものと期待される。

研究成果の概要（英文）：The results of this study are summarized in the following three points.

First, we presented a theoretical framework for audit quality and its measurement, based on the previous auditing research and interdisciplinary research.

Second, we clarified that there are certain research themes with regard to audit quality measurement that are conducted as empirical research in overseas, however, which can not be applied to Japan as they are, because of the audit environment and its limitations in Japan.

Third, we conducted the researches on audit quality measurements, direct, through the interviews and experimental surveys for some auditing firms in Japan and overseas.

研究分野：監査論

キーワード：財務諸表監査 監査の品質 監査品質の指標

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、東芝による粉飾決算事件が発覚した2015年(平成28年)に申請したものである。本研究の背景及び動機には、東芝事件とそれに対する監査の失敗、並びに、その後の監査規制改革の問題がある。

東芝事件に至るまで、わが国では、21世紀に入ってからでも、カネボウ、オリンパス等の社会問題化した粉飾決算があった。そのたびに、様々な制度改革が行われてきたものの、不正な財務報告は後を絶たない。とくに、監査の領域では、不正な財務報告が発覚するたびに、外部監査人たる監査法人は何をしていたのか、という批判が惹起され、それを受けて、監査の基準や制度が改革され、厳格化されてきた。いかにして監査の品質を高い水準で維持させるかは、現在に至るまでの監査規制上の最大の課題であるといえる。

一般に、監査の品質は、外部から捕捉できないといわれてきた。それは、監査業務は高度な専門性を伴うものであること、監査業務(サービス)の受け手である財務諸表利用者に提供されるのは、標準化された短文式の監査報告書のみであること、及び監査業務は被監査企業と監査人の間の守秘義務契約の下で実施されること等による。したがって、監査の品質が外部に明らかになるのは、被監査企業が破綻して粉飾決算が明らかになったとき、又は、公的な検査等によって監査業務の不適切さが指摘されたとき等に限られるというのである。

しかしながら、一定の限界があるにしても、複数の指標を使って、監査の品質を測定しようとする試みが監査規制の一環として提案されている。たとえば、アメリカの公開会社会計監督委員会では、監査の品質指標の候補を挙げている。

これらの指標は、監査事務所内での管理に利用されるだけでなく、監査事務所ごとに、さらには監査契約ごとに外部公表されることが提案されている。かかる提案は、監査契約時に、企業の監査委員会が監査事務所を評価する際の一定の評価尺度を提供するものであり、その背景には、監査サービスを監査市場において適正化しようという考えがあるものと解される。

しかしながら、これらの監査品質の測定指標は、監査が行われている社会や制度によっては、質を高める効果が得られるかどうか定かではないものもある。そもそも、個別の測定指標の検討の前に、監査品質の測定の枠組みに関する十分な検討が必要であろう。

本研究では、監査品質の測定の枠組みについて、理論的研究を行うとともに、個々の指標がわが国監査環境においていかなる意味を持ち、いかなる測定指標及び枠組みが適用可能であるかについて検討することを目標として研究に着手した。

2. 研究の目的

本研究は、従来、外部から把握することができないとされてきた「監査の品質」について、監査人に各種の測定指標の開示を義務付けようとする海外の動向を背景として、監査の品質に関する測定指標の枠組みについて、理論的及び実証的に検討し、わが国の監査環境において適用可能な監査品質の測定の枠組みのあり方を検討することを目的としている。

本研究に先立って、監査報酬に関する研究(たとえば、監査人・監査報酬問題研究会2012)や、平成26年度及び平成27年度において監査時間に関する研究(たとえば、挑戦的萌芽研究「監査事務所における監査の品質の実態調査研究」課題番号:21530473)などを実施してきた。監査報酬や監査時間もまた、監査の品質に関する有力な測定指標の1つである。本研究は、これらの研究を基礎として、監査の品質に関する指標の問題を包括的に検討することを企図したものである。

3. 研究の方法

本研究では、まず、主に文献考察を通じて、監査の品質に関して、先行研究において監査品質の代理変数(サロゲート)として利用されている測定指標や先のアメリカ公開会社会計監督委員会を含む各国の公的機関等から提唱されている測定指標を網羅的に取り上げ、それらの指標が示された理論的及び制度的背景、ならびに、先行研究における結論等を整理することから開始した。同時に、監査というサービスの品質について、経済学等のサービス論を援用して、監査品質の測定の基礎となる枠組みの検討を行った。

そうした理論的な考察を背景として、本研究では、監査品質に関する各種の測定指標が、監査の品質を高めることに有用であるのか、あるいは、わが国の監査の制度や実務において適用可能なものであるのかどうかを検討することとした。そのために、1) 海外の監査事務所及び監査人に対するインタビュー、2) わが国の監査法人及び監査人に対するアンケート形式の意識調査を実施する。こうした実態調査を通じて、内外の監査環境の相違や各種の監査品質の測定指標の実態調査を実施した。

最終的に、上記の理論的考察や実態調査を踏まえて、わが国の監査環境に適用可能な監査品質の測定指標ないし枠組みを識別し、それに基づいて、わが国の監査品質を実際に測定し、現在の監査がいかなるレベルにあるのかを検討することを計画し、わが国の監査法人における実態調査と実験研究を実施してきた。

4. 研究成果

(1) 監査品質の指標の検討

従来の監査研究では、監査の品質の代理変数(サロゲート)によって、個別の監査の質を捕捉又は測定しようとする試みが行われてきた。たとえば、監査報酬や、監査報酬と非監査報酬の割合、監査時間の多寡、監査人の評判(監査事務所の規模や国際的なネットワークの有無、監査事務所の専門性等)、訴訟(訴訟件数、行政処分及び自主規制の処分件数等)、監査意見の厳格さ(限定意見の表明件数、継続企業の前題に関する監査意見の表明件数等)あるいは、財務会計領域の測度の援用(利益の質、資本コスト等)が利用されてきた。これらの指標は、それぞれに一長一短であり、一意的に監査品質を測定することができないことは、研究の避けられない制約として受容されているともいえよう。

本研究では、各種の監査指標を網羅的に取り上げ、わが国及び海外の監査環境の相違も踏まえて比較検討を行った。監査品質の指標は、海外の監査監督機関等の公的機関や、公認会計士協会等の自主規制機関によっても提案されたり、制度化されたりしてきている。わが国においても、日本公認会計士協会から、研究報告「監査品質指標」として2018年に指針が公表されている。さらに重要なことには、これらの指標は、単に各種機関が思い付きで提案しているのではなく、監査研究の学術的な背景に基づいて提案されているという点である。上記の監査研究における監査品質のサロゲートは、今や、監査品質を測定するための指標として制度化の局面を迎えているともいえるのである。本研究では、それらの検討結果を、後掲の図書において示している。

(2) 監査品質の特性の検討

品質の問題を財とサービスに分けて考えると、財(goods)の品質は、利用者に提供される前に生産者によって、あるいは提供された後に利用者によって、一定の規準によって測定し評価することができる。たとえば、車の走行性能や燃費、エアコンの消費電力や騒音の程度などが挙げられよう。いかなる規準をもって評価するかという点に判断の余地があるものの、客観的な品質評価規準を設けることが可能であることはたしかである。

それに対して、サービスは、基本的に利用者、サービスの受け手の評価に依存する。サービスであっても、何らかの方法で計測したり、測定したりすることは可能である。すなわち、サービスの速さ(たとえば、タクシーが目的地にいかに速く着くことができるか等)や、サービスの結果(たとえば、掃除の代行サービスでいかに部屋が綺麗になったか等)によって測定することも可能である。しかしながら、それらは具体的なサービスの提供される状況によって様々な影響を受けるものであり、一様に決定することはできないであろう。したがって、サービスの品質は、実際にサービスの提供を受けた利用者の具体的な評価の総和とならざるを得ないのである。かかる議論は、一般に、価格決定の問題の一環として認識されている。

監査もまた、一種の業務(サービス)であることから、利用者の評価に依存する。ところが、ここで監査業務の特異性が問題となるのである。

監査は、被監査企業によって購入される。被監査企業の経営者は、自らが財務諸表等の開示を行うだけでは財務諸表利用者の信頼が得られないことから、監査というサービスを購入し、財務諸表等の信頼の程度を高めようとするのである。この場合、被監査企業の経営者は、たしかにサービスの購入者ではあるが、監査というサービスの最終的な受益者は、信頼の程度を高めた財務諸表を利用する株主や投資家ということになる。

財務諸表利用者は、一般に監査人と直接会うことはなく、監査報告書を通じて監査の結果を知らされるだけである。その点で、監査サービスを直接評価する機会はなく、先に述べたように、監査の失敗が生じた際に、事後的に監査の結果をもって監査サービスの品質を知ることとなる。

この財務諸表利用者の観点だけで評価するならば、監査の品質は、重要な虚偽表示を看過しない監査であるか否かという、か×か(pass or fail)という評価になるであろう。

しかしながら、ここで3つの問題が生じる。

第1に、監査は、監査の実施プロセスにおいて、数多くの虚偽表示を発見し、それらの是正を被監査企業側に求めているという点である。たとえば、当初企業側から提供された財務諸表が、すでに適正に作成されていたとすれば、極端なことをいえば、監査人が何をしなくても、適正な財務諸表が開示され、重要な虚偽の表示が利用者の前に示されない以上、監査も良い監査ということになる。この場合、監査サービスの内容や監査人の専門能力に関係なく、監査サービスの品質が評価されてしまうこととなる。それに対して、有能な監査人が、数多くの不適切事項を発見し指摘して、財務諸表を適正な状態にしてから開示するように指導したとしても、結果は同じこととなる。このように、適正な財務報告が行われたという結果だけから、監査の品質を評価することには問題が残るのである。

第2には、結果から評価するという点である。いうまでもなく、監査には固有の限界がある。財務諸表は経営者の判断が含まれており、監査手続も、AI化の進んだ将来はともかく、少なくとも現時点では、試査によって行われているため、監査によって得られる保証は、合理的な保証、すなわち絶対的ではないが相当程度高い保証に留まるのである。監査がかかる限界を有している以上、結果から監査の品質を評価することは必ずしも適切ではない場合があるということになる。

第3に、監査の最終的な受益者、真の利用者は、株主や投資家であるとしても、監査人のサービスに直面するのは、被監査企業の経営者や監査受入部門たる経理部等の人々であるという点である。上記のように、監査人は、財務報告プロセスにおいて、財務諸表が開示される以前の段階で、被監査企業に対して様々な指摘を行い、場合によっては虚偽表示を未然に修正させている。いわゆる指導的機能を発揮しているのである。被監査企業は、そうした監査人の指導内容や会社への接し方をもって、監査サービスを評価している。監査が被監査企業と監査人との間の自由契約に委ねられている以上、監査サービスの直接の受け手である経営者及び被監査企業によるサービスの評価は避けて通れない問題である。いかに監査が厳格で、重要な虚偽表示の看過という監査の失敗を生じないとしても、かかる被監査企業からの評価という側面がある以上、そうした監査は質の高いサービスと呼ぶことができないかもしれない。

ところで、前述のように、監査の品質を外部から捕捉することはできないものの、そのことは監査の品質を定義することができない、ということではないであろう。ただし、監査の品質を定義するとすれば、単に監査の失敗の有無だけではなく、以上のことを考慮に入れなければならない。

ここで、任意監査ではなく、一般に、広く不特定多数の利用者を想定する一般目的の財務諸表に対する法定監査を念頭に置くと、監査の品質は、暫定的に、次のように定義できるのではなかろうか。

「監査の品質とは、主に一般目的の財務諸表に対する法定監査を前提とするとき、監査を取り巻く規制や被監査企業の状況等の監査が実施される環境の影響の下、監査人が、監査手続によって、重要な虚偽の表示を発見すること、かつ、それについて、経営者に対して修正させることによって適正な財務報告を実現するか、あるいは、監査報告を通じてそのことを明らかにして不適正な財務報告によって利用者が誤導されることを防ぐこととの程度である。」

(3) 監査品質に関する制度上の課題の検討

前述の監査の品質の定義には、重要な先行研究がある。

それは、Watts and Zimmerman (1986) が契約理論 (エイジェンシー理論) を基礎として、以下のような監査の品質に関する問題設定のことである。

「契約不履行が発生する場合に監査人がそれを報告する確率は、次のことに依存している。

1. 監査人がその契約不履行を発見する確率
2. 発見された契約不履行を監査人が報告する確率

最初の (発見する) 確率は、監査人の専門能力 (competence) と監査に費やされるエネルギーの投入量に依存する。2 番目の (報告する) 確率は、依頼人に対する監査人の独立性 (independence) に関連している。契約不履行が発見され、依頼人がそれを公開しないよう監査人に圧力をかけたとき、監査人は依頼人の圧力に抵抗できるかどうかの問題となる。」(下線は原著に同じ。)

上記の引用文中の「契約不履行」というのは、企業の所有者 (principal) たる株主と、その株主から企業の経営を委任された代理人 (agent) たる経営者との間における契約関係において、経営者が裏切ることをいう。ここでは、経営者による不正、すなわち、不正な財務報告や資産の流用を想定すればよいであろう。

このことを監査論の用語で言い換えて、等式で示せば次のとおりとなる。

重要な虚偽表示が生じている場合に監査人がそれを報告する確率

$$= \text{監査人が重要な虚偽表示を発見する確率 [監査人の専門能力]} \times \text{発見された重要な虚偽表示を監査人が報告する確率 [監査人の独立性]}$$

Watts and Zimmerman は、上記の監査人の専門能力と監査人の独立性という 2 つの概念に影響を与えるものとして、監査人の評判 (reputation)、監査人の職業団体の存在、監査事務所の組織形態と規模、及び監査人が被監査企業の産業に特化すること等を検討している。これらの事項は、先に述べたように、監査の品質の代理変数の一部である。

彼らによれば、監査人の専門能力と監査人の独立性という 2 つの概念は、監査人が経営者の契約不履行を報告する確率を構成する要素であり、それらは、監査が資本市場において需要される際の中心的な価値を構成することとなる。現在の用語でいえば、監査の品質の中心的な属性と位置付けられているものと解される。

Watts and Zimmerman の示す 2 つの概念のうち、独立性については、ここでは議論の外としたい。問題は、監査人の専門能力の点にある。上記の記述を読む限り、「監査人がその契約不履行を発見する確率」は、「監査人の専門能力」と「監査に費やされるエネルギーの投入量」に依存するものとされている。前者からは、監査資源を多く抱えた大規模監査事務所の方が監査の品質が高いのか、という問題が識別され、後者からは、監査時間、あるいはそのサロゲート (代理) としての監査報酬の多寡が監査の品質に影響を与えるのか、という問題が設定されるのである。

ところが、ここで、一定水準以上の専門能力を有する監査人が、所定の監査時間をかけて監査を実施した場合には、100%ではないものの、監査の固有の限界を踏まえた合理的な水準において、不正を発見できるという前提が置かれていることが指摘できる。

本当にそうであろうか。

金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」(2016)の提言においては、以下のような記述を
発見することができる。

「監査業務は個別性・専門性が高く、企業の機密情報の取扱いを伴うことから、時に『ブラックボックス』とも言われるように、その過程や結果の適正性を外部からチェックすることが困難である。その結果、特に企業と監査人の関係が長期間にわたる場合、監査人の独立性が損なわれたり、職業的懐疑心の発揮が鈍らされたりすることとなり、適正な会計監査が確保できないおそれがある。

最近の不正会計事案においても、長期間にわたって同じ企業やその子会社の監査を担当した者が監査チームの中心となっていたことにより、企業側の説明や提出資料に対して職業的懐疑心に基づく検証が十分に実施できなかったことが、不正会計を見逃した一因として指摘されている。

適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である。」

上記の記述に見られるように、同提言では、(おそらく東芝の粉飾決算事件だと想定される)「最近の不正事案」を踏まえて、監査人が企業側の説明等を鵜呑みにしてしまうことを問題視しており、職業的懐疑心の発揮を促すべく各種の施策を提示しているのである。

ここに職業的懐疑心 (professional skepticism) とは、国際監査基準 (日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書に同じ) によれば、「誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず (a questioning mind)、批判的に評価する (a critical assessment) 姿勢をいう」と定義されている。

監査研究の領域において、職業的懐疑心の研究は、近年、最も関心を集めている課題の1つである。その背景には、2008年に頂点に達したグローバルな金融危機において監査/監査人は十分な役割を果たさなかったのではないかと、という問題提起がある。そこでは、監査人は、専門能力もあり、独立性にも問題がなかったにもかかわらず、被監査企業のリスクに対して必ずしも十分に対応していなかったのではないかと、との批判がなされたのである。

従来であれば、監査人が不正等を見発見できるかという問題は、監査人の専門能力によって検討されるか、さらにいえば、専門能力の前提として、監査人の精神的独立性が発揮されていたか、という問題で捉えられてきた。しかしながら、一定水準以上の専門能力を有する監査人が、所定の監査時間をかけて監査を実施した場合であっても不正等を見発見できない事態については、従来の枠組みでは十分に捉えられない。そこで、「職業的懐疑心」という概念枠組みを用いることで、それらを捉え直そうとしているように思われる。

専門能力もあり、独立性も有している監査人において、不正等に対する指摘ができないというのは、不正を見発見する専門能力と発見した不正を報告する独立性との間に、自らの専門能力を十分に行使するという属性に問題があると解される。この自らの専門能力を十分に行使するというのが、「監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢」という職業的懐疑心の問題に他ならない。

この職業的懐疑心の問題を、監査人の専門能力又は適格性に帰すことも、監査人の独立性のうち精神的独立性に帰すことも、それらの定義の仕方によっては可能かもしれない。概念枠組み自体は必ずしも決定的な問題ではない。

問題の焦点は、今般問われている監査の品質に関する規制の議論が、職業的懐疑心を発揮させようとして新たな規制の導入を図ろうとしている点にある。

東芝事件以来、「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言に基づいて導入された、監査法人のガバナンス・コード (2017年3月)、監査法人のローテーション制の第一次調査 (2017年7月) 監査報告書の透明化 (「監査上の主要な検討事項」を導入する監査基準の改訂、2018年7月) は、いずれも、上記のような考え方を背景として、監査現場の監査人の職業的懐疑心を惹起させるために、実施された施策と捉えられるのである。

(4) 監査品質に関する実態調査及び実証研究

本研究では、上記の問題意識に基づいて、わが国、並びに、アメリカ及び英国の監査法人に対するヒアリング調査、質問紙による意識調査、さらには、監査事務所が公表している透明性報告書の調査等を実施した。

併せて、監査品質の指標に関して、監査人と監査役等及びアナリストに対して、ケースを提示しての実験的調査を実施した。

これらの成果は、現在、研究論文に纏めて、近日中に公表予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計10件)

町田祥弘、「監査報告書の拡充に係る監査基準の改訂について」『ディスクロージャー & IR』、査読無し、Vol.6、2018年8月、1-10頁。

町田祥弘、「監査の品質を考える」『会計・監査ジャーナル』、査読無し、752号、2018年、125-133頁。

- 町田祥弘、「『監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）』について」、『ディスクロージャー & IR』、査読無し、3巻、2017年、74-80頁。
- 町田祥弘、「監査報告書の『透明化』にむけて—監査制度の観点から—」、『経営財務』、査読無し、3320号、2017年、16-23頁。
- 町田祥弘、「監査法人のガバナンス・コードの確定・公表を受けて」、『ディスクロージャー & IR』、査読無し、1巻、2017年、8-15頁。
- 町田祥弘、「監査の品質の新たな属性 監査法人の強制的交代制導入問題のパラダイムシフト」、『会計プロフェッション』、査読無し、12号、2017年、141-158頁。
- 町田祥弘、「わが国における監査法人のガバナンス・コードの課題」、『ディスクロージャーニュース』、査読無し、35巻、2017年、50-57頁。
- 町田祥弘、「監査報告書の拡充」、『月刊監査役』、査読無し、662号、2017年、64-76頁。
- 町田祥弘、「監査法人のガバナンス・コードの在り方」、『青山アカウンティング・レビュー』、査読無し、6巻、2016年、42-50頁。
- 町田祥弘、「監査人の交代にかかる被監査企業の意識」、『産業経理』、査読無し、76巻1号、2016年、65-79頁。

〔学会発表〕(計2件)

- 町田祥弘、「監査の品質に関する研究」、日本監査研究学会全国大会、2018年。
- 町田祥弘、「監査の品質の新たな属性 監査法人の強制的交代制導入問題のパラダイムシフト」、資金会計フォーラム設立大会、2016年。

〔図書〕(計3件)

- 町田祥弘〔編著〕、『わが国監査規制の新潮流』、同文館出版、2019年、全312頁(担当箇所は、第1章「監査規制の新たな動向」、第8章「監査法人のガバナンス・コード」、第11章「会計監査についての情報提供の充実」、第12章「残された課題」)。
- 町田祥弘、『監査の品質 日本の現状と新たな規制』、中央経済社、2018年、全252頁。
- 町田祥弘〔編著〕、『監査品質の指標(AQI)』、同文館出版、2017年、全326頁(担当箇所は、第1章、第4章(AQI: 0, 10, 11, 12), 第6章(AQI: 24), 第10章)。

6. 研究組織

代表者のみの個人研究

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。